

Ⅲ 韓国における税務調査の現状

企業に対する税務調査は、税務調査時の遵守事項を厳格に守り、納税者の権益を保護しながら、税法の手續に従って行わなければならないことは当然であり、国税庁では調査事務処理規定を1989年1月25日制定（国税庁訓令第1032号）して、税務調査の際に必ずこの規定通りに執行するようにし、制定以来15回訓令を改正して運用して、納税者権利憲章を交付することにより税務調査が開始される。作成手順は、（1）納税者の権利、（2）税務調査官管轄および対象、（3）税務調査、（4）税務調査結果の通知、（5）秘密保持、（6）納税者の権利行使に必要な情報の提供、（7）国税庁長の納税者権利保護、（8）課税前適否審査、（9）納税者の協力義務、（10）納税者保護委員会、（11）調査事務処理規定の順に韓国の税務調査現状を概観する。

（1）納税者の権利

1）納税者の権利憲章の制定と交付（国税基本法第81条の2）

調査公務員が税務調査を開始する時は、国税庁長が制定・告示した納税者権利憲章を納税者に交付し、その要旨を直接読上げる等納税者が保障される権利を説明しなければならず、納税者権利憲章、税務調査事前通知等の受領証の提出を受け、調査書類と一緒に保管しなければならない。

① 国税庁長は、納税者の誠実性推定、税務調査権の濫用禁止、税務調査時に助力を受ける権利、税務調査管轄と対象者の選定、税務調査の事前通知と延期申請、税務調査期間、税務調査範囲の拡大の制限、帳簿書類保管禁止、統合調査の原則、税務調査の結果通知、秘密保持、納税者の権利行使に必要な情報の提供、課税前適否審査、国税庁長の納税者の権利保護に対する事項とその他納税者の権利保護に関する事項が含まれている納税者権利憲章を制定して告示しなければならない。

② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定による納税者権利憲章の内容が記載された文書を納税者に交付しなければならない。

- a. 国税の課税標準および税額を決定または更正するために質問をしたり、該当帳簿・書類またはその他の物件を検査・調査したり、その提出を命ずる場合
- b. 事業者登録証を発給する場合
- c. その他大統領令で定める場合

③ 税務公務員は税務調査を開始する時、調査員証を納税者または関連人に提示した後、納税者権利憲章を交付し、その要旨を直接読上げ、調査事由、調査期間、権利救済手続等を説明しなければならない。

【納税者権利憲章】

納税者の権利は、憲法と法律が定めるところにより尊重され保障されなければならない。このため国税公務員は、納税者が神聖な納税義務を信義に基づいて誠実に履行するために必要な情報と便益を最大限に提供する必要があり、納税者の権利が保護されて実現することができるように最善を尽くさなければならない義務がある。

この憲章は、納税者が保障を受けることができる権利を具体的に知らせるために制定されたものである。

1. 納税者は、記帳・申告等で納税協力義務を履行していない等の具体的な租税脱漏容疑等がない限り、誠実で納税者が提出した税務資料は真実であるものとして推定される。
2. 納税者は、法令が定める場合を除いては、税務調査の事前通知と調査結果の通知を受ける権利があり、やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請し、その結果通知を受ける権利がある。
3. 納税者は、税務調査時に租税専門家の助力を受ける権利があり、法令が定める特別な事由がない限り、重複調査を受けない権利がある。
4. 納税者は、法令で定めるところにより、税務調査期間が延長される場合に、その事由と期間について文書で通知を受ける権利がある。
5. 納税者は、自身の課税情報に対する秘密を保護される権利がある。
6. 納税者は、権利の行使に必要な情報について迅速に提供を受ける権利がある。
7. 納税者は、違法的または不当な処分を受け、必要な処分を受けることができず権利または利益を侵害された場合に、適法かつ迅速に救済を受ける権利がある。
8. 納税者は、違法的または不当な処分が権利または利益を侵害されるおそれがある場合に、その処分を受ける前に適法かつ迅速に救済を受ける権利がある。
9. 納税者は、国税公務員から常に公正な待遇を受ける権利がある。

2) 納税者の誠実性推定（国税基本法第81条の3）

税務公務員は、納税者が次に該当する場合を除き、納税者は誠実でかつ納税者が提出した申告書等は真実であると推定しなければならない。したがって、課税当局は、納税者に対する具体的な脱税情報提供等がある場合等特別に誠実性推定が崩れる場合でなければ、原則的に税務調査をすることができない。

- ① 納税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提出、税金計算書または計算書の作成・交付・提出、支給明細書の作成・提出等の納税協力義務を履行しない場合

- ② 無資料取引、偽装・架空取引等の取引内容が事実と異なる疑いがある場合
- ③ 納税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合
- ④ 申告内容に脱漏や誤謬の疑いを認定するに足る明白な資料がある場合

3) 税務調査権の濫用禁止（国基法第81条の4）

① 税務調査権の濫用禁止意義

調査公務員は、以下の通り、適正かつ公平な課税の実現のために必要な最小限の範囲内で税務調査を実施しなければならない。

1. 税務公務員は適正かつ公平な課税を実現するために必要な範囲内で税務調査を行わなければならない、他の目的等のために調査権を濫用してはならない。

2. 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同じ税目と同じ課税期間について再調査をすることができない。

a. 租税脱漏の疑いを認定するに足る明白な資料がある場合

b. 取引相手に対する調査が必要な場合

c. 二以上の課税期間と関連して誤りがある場合

d. 審査請求の理由があると認定される時は、その請求の対象となった処分の取消・更正決定を行うか、もしくは必要な処分の決定または課税前適否審査請求に対する決定に基づいて調査をする場合

@再調査決定は、法的には何の問題もないが、審判請求の場合、審判員の立場では棄却するには論理が不足して、認容しようとするれば既存の事例を覆すことが負担になる場合、国税庁と大企業との間に新たな争点があれば、再調査の決定が唯一の代案であるからである。直近で出された再調査決定では、海外子会社に支払保証をして受取る手数料が少ないことを理由として再調査決定を受けた国内大企業が相当数に達しており、本年の上半期までの法人税、審判請求の再調査の現況は、次の通りである。（2015/06/22現在）

年度別	審判請求件数	再調査件数	比率 (%)
2013年度上半期	207	0	0
2013年度下半期	356	0	0
2014年度上半期	482	44	9.1
2014年度下半期	408	36	8.8
2015年度上半期	321	28	8.7

e. その他第1号から4号までと類似している場合で大統領令で定める場合

② 課税官庁の調査中禁止行為

調査公務員は調査便宜等の目的のために、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

【調査期間の禁止行為】

- (1) 税務調査の実施に当たり、関連法令や規制で定めた手続によらず任意で関連帳簿・書類等を押収・搜索したり、一時保管する行為
- (2) 関連法令および規定で定められた承認手続によらず任意で調査期間の延長、調査範囲の拡大や取引先の現場確認をする行為
- (3) 取引先、関連人等に対する調査を実施し、調査対象者の選定、電算入力、調査通知等関連法令および規定で定められた調査手続を遵守せず、調査を実施する行為
- (4) 税務調査と関連のない納税者とその関連人の私生活等に関する質問をする行為
- (5) その他税務調査を実施し、納税者の権利を不当に侵害する行為

③ 調査権濫用に対する調査管理者の管理および監督義務

調査管理者は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で調査権を濫用する行為が発生しないように、調査手続を遵守しているかどうか等を管理・監督しなければならない。

④ 調査権濫用の違反者に対する再発防止措置

調査官署長は調査権濫用禁止または調査中禁止行為に違反した調査公務員と管理・監督を疎かにした調査管理者に対し、「国税庁公務員賞罰規程」で定めるところにより処罰し、当事者の帰責事由があるかどうかに応じて、調査分野退出、教育等の適切な再発防止措置を講じなければならない。

4) 税務代理人の選任（国基法第81条の5）

① 納税者は、税務調査を受ける際に、弁護士、公認会計士、税務士を調査に参与するようにし意見を陳述させることができる。

期間 条文	2011. 1. 1～2011. 12. 31 まで	2012. 1. 1～現在
国税基本法第81条の5 (税務調査時に 助力を受ける権利)	納税者は、犯則事件の調査、所得税・法人税・付加価値税の決定または更正のための調査等、大統領令で定める賦課処分のための実地調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士または <u>租税について専門知識を備えた者で大統領令で定める者を調査に参与させ、意見を陳述させることができる。</u>	納税者は、税務調査を受ける場合に、弁護士、公認会計士、税務士を調査に参与するようにして、意見を陳述させることができる。

※ 改正趣旨

国税基本法第81条の5（法律11124号、2012. 1. 1施行）の改正で、税務助力者の範囲から「租税に関して専門知識を備えた者として大統領令で定める者」の文言が削除され、現在では税務代理人を弁護士、公認会計士、税務士に限定している。

② 税務代理委任状の提出

調査公務員は税務代理人が調査に参加し、意見を陳述しようとする場合には、該当税務代理人からその権限があることを証明する「委任状」の提出を受けて、調査官署長に報告しなければならない。

③ 税務代理委任状を提出していない場合

調査公務員は税務調査と関連して税務代理委任状を提出しない税務代理人に対しては、税務調査の過程での立会と陳述を拒否することができる。

④ 選任された税務代理人を排除することができる場合

調査公務員は税務代理人が委任状を提出していない、もしくは助力の範囲を超えて調査を妨害したり遅らせたりする場合、虚偽の陳述をする場合または納税者が直接陳述する必要がある場合等には、納税者が直接意見を陳述するよう要求することができる。

【調査公務員が税務代理人を排除することができる場合】

- (1) 税務代理人が委任状を提出していない場合
- (2) 助力の範囲を超えて調査を妨害したり遅らせたりする場合
- (3) 虚偽の陳述をする場合
- (4) 納税者が直接陳述する必要がある場合
- (5) その他の事項

(2) 税務調査管轄および対象（国基法第81条の6）

税務調査の手続は、「調査事務処理規定」上の調査対象者の選定→調査計画策定→税務調査の開始→税務調査の進行→税務調査の終結の五段階に区分される。

1) 税務調査管轄

税務調査の管轄は、納税地の管轄税務署長が遂行することが原則であり、重要な事項については例外的に国税庁長または地方庁長が遂行する。通常大企業に対しては、地方国税庁長が遂行している。このように税務調査は、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が遂行する。ただし、納税者の主な事業所等が納税地と管轄を異にする場合、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切な場合等大統領令で定める事由に該当する場合には、

国税庁長（同じ地方国税庁所管税務署の管轄調整の場合には地方国税庁長）がその管轄を調整することができる。（国基法81条の6①）＜新設2014.1.1＞

租税犯則事件は、該当租税犯則事件の納税地を管轄する税務署長の管轄とする。ただし、地方国税庁長が税務調査をした租税犯則事件、その他地方国税庁長が直接調査する必要があると認定する事件は地方国税庁長の管轄とすることができ、租税犯則調査の実施のために地方国税庁に租税犯則調査審議委員会を置く。租税遁脱犯は、次の各号のいずれかに該当する場合、3年以下の懲役または遁脱税額等の3倍以下に相当する罰金に処す（併科罰主義／加重処罰）。

1. 遁脱税額等が3億ウォン以上であり、その遁脱税額等が申告・納付しなければならない税額の100分の30以上である場合

2. 遁脱税額等が5億ウォン以上の場合

税務調査の管轄については、国税庁訓令の調査事務処理規定第2節（税務調査の管轄）、第5条（調査事務の管轄）および第6条（税務調査の協力体制）を参照する。

【税務調査管轄調整】

法第81条の6第1項但書で、「納税者の主な事業所等が納税地と管轄を異にする場合、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を実行することが不適切な場合等大統領令で定める事由に該当する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう（国基領63条の3）。

1. 納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と納税地で管轄が異なる場合

2. 一定の地域で主に事業をする納税者に対して公正な税務調査を実施する必要がある場合等、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切であると判断される場合

3. 税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引のある者または特殊関係人に該当する者等に対する税務調査が必要な場合

4. 税務官署別の業務量と税務調査人員等を考慮して、管轄を調整する必要があると判断される場合

表 1) 国税庁の組織

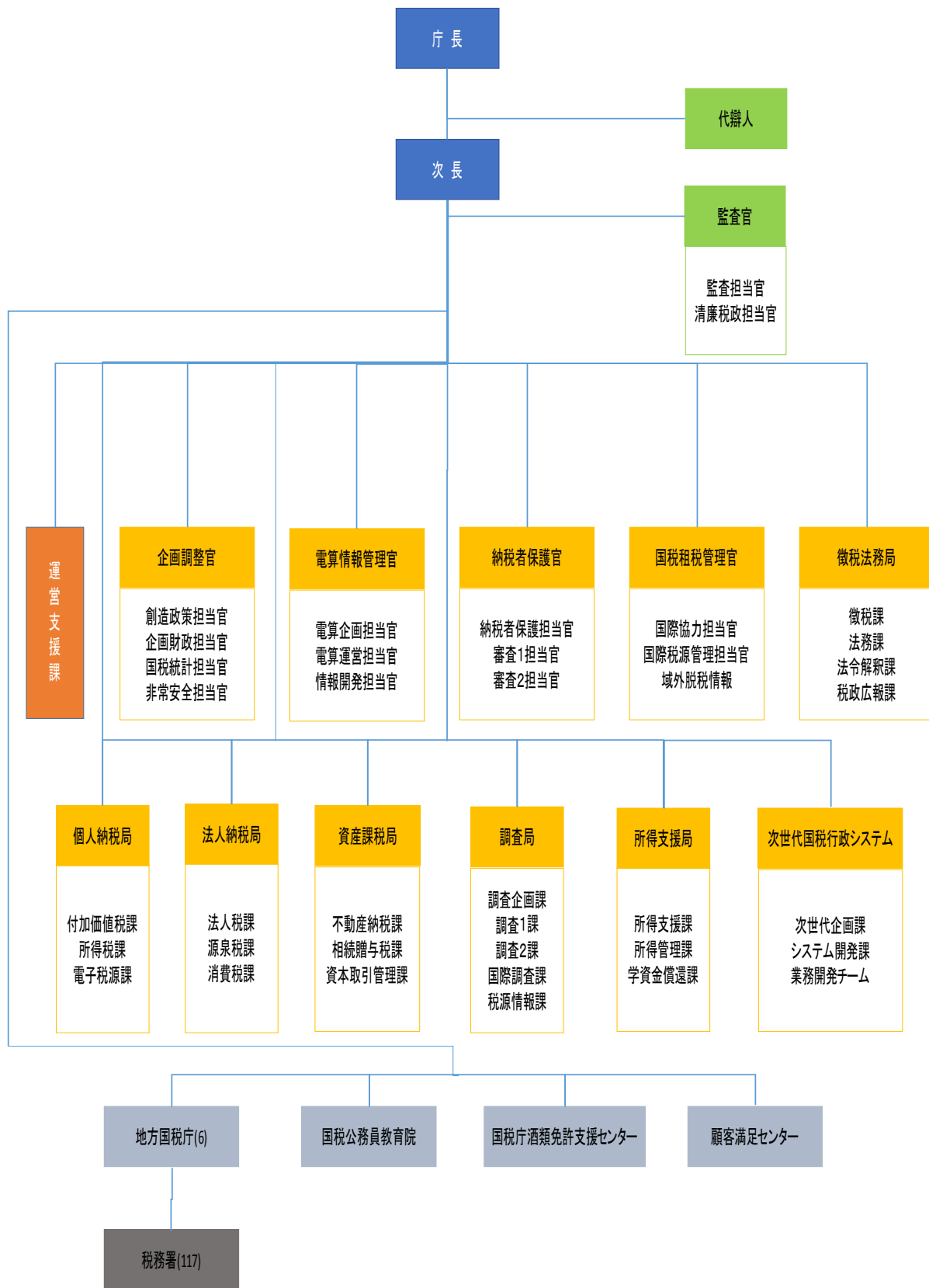


表 2) 国税庁調査局の組織と機能

区 分	担当事務
調査企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・内国税の税務調査総括企画・管理 ・内国税の税務調査に関連する法規・制度の運営総括 ・租税犯則制度の運営・管理業務 ・調査人員開発・養成関連業務
調査 1 課	<ul style="list-style-type: none"> ・法人納税者および関連人に対する分析・管理 ・株式・出資持分の変動状況分析・管理
調査 2 課	<ul style="list-style-type: none"> ・個人納税者および関連企業に対する分析・管理 ・税金計算書等の授受秩序分析・管理 ・物価安定に関する支援業務等
国際調査課	<ul style="list-style-type: none"> ・国際取引の重要脱税類型に対する分析・管理 ・外国為替電算資料の収集および処理 ・国際取引に関連する資料の収集・分析および管理
税源情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・脱税および税源情報資料の収集・分析および管理業務 ・脱税情報提供資料と借名口座申告の受付、処理業務 ・国民脱税監視団の正しい税金を守る管理業務運営

ソウル地方国税庁の場合、調査 1 局、調査 2 局、調査 3 局、調査 4 局、国際取引調査局で組織されており、調査 4 局は特殊な税務調査を担当している。特に、最近の経営権争いで内紛に巻き込まれているロッテグループ系列会社に対する税務調査は、定期調査形式をとっているが、**形式的**に税務調査を終えるには負担があるので、調査 4 局で税務調査を着手した。

釜山地方国税庁の場合、調査 1 局および調査 2 局に区分されており、調査 1 局では主に法人企業、その他の業務は調査 2 局で取扱っている。

2) 税務調査対象者の選定

調査対象者の選定時に、納税者は誠実で真実であると推定しなければならず、税務調査の実施事由および基準を公開しなければならず、調査対象者の選定方法、申告誠実度の評価、選定手続、重複調査の禁止および防止に対して調査事務処理で規定している。

税務調査の実施事由と基準の公開に関連して、国税庁長は、税務調査運用方向と調査対象者の選定基準を公開しなければならない。ただし、公開範囲・時期・手続等の具体的な事項は、国税庁長が別に定めるところによる。

申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉諸税、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映して電算システムによって評価することを原則として、税務情報資料収集等税源管理情報による評価で補完することができる。電算システムで申告誠実度を評価する時には、評価要素および加重値を科学的かつ客観的な方法で定めなければならない。誠実度分析の結果、不誠実申告**嫌疑**、無作為抽出方式による標本調査に定期調査対象者として選定し、納税協力義務の不履行、無資料取引、具体的な脱税情報提供、申告内容に脱漏が明白な資料がある場合には、随時税務調査を実施することができる。

調査対象者の選定は、調査事務管轄地方国税庁長または税務署長が行い、国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長による調査対象者の選定内容を検討・調整することができる。この際重複調査を防止しなければならない。

税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合に、定期的に申告の適正性を検証するために、対象を選定（以下、「定期選定」という。）して税務調査をすることができる。この場合、税務公務員は、客観的基準に基づいて公正にその対象を選定しなければならない。（国基法 81 条の 6 ②）〈改正 2013. 1. 1、2014. 1. 1〉

1. 国税庁長が納税者の申告内容について、定期的に誠実度を分析した結果、不誠実嫌疑があると認定する場合

2. 直近 4 課税期間以上同じ税目の税務調査を受けていない納税者に対し、業種、規模、**経済力集中**等を考慮して、大統領令で定めるところにより申告内容が適正かを検証する必要がある場合

3. 無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合

【長期未調査者に対する税務調査基準】

法第 81 条の 6 第 2 項第 2 号に基づいて実施する税務調査は、納税者の履歴や税務情報等を考慮して、国税庁長が定める基準に従う（国基領 63 条の 4）。

【小規模誠実事業者に対する税務調査免除】

① 法第 81 条の 6 第 5 項第 1 号の「業種別収入金額が大統領令で定める金額以下の事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 個人：「所得税法」第 160 条第 3 項の規定による簡便帳簿対象者

2. 法人：「法人税法」第60条の規定により、法人税の課税標準および税額申告書に記載しなければならない該当法人の収入金額（課税期間が1年未満の場合には1年に換算した収入金額をいう。）が1億ウォン以下の者

② 法第81条の6第5項第2号の「帳簿記録等が大統領令で定める要件を充足している事業者」とは、次の各号の要件をすべて備えた事業者をいう。〈改正2013. 2. 15、2014. 2. 21〉

1. すべての取引の事実が客観的に把握することができるように複式簿記方式で帳簿を記録・管理すること

2. 課税期間開始前に「与信専門金融業法」に基づくクレジットカード加盟店に加入して、該当課税期間に法第84条の2第1項第3号の各項目の行為をしないこと（「所得税法」第162条の3第1項および「法人税法」第117条の2第1項の規定により現金領収書加盟店に加入しなければならない事業者のみ該当する。）

3. 課税期間開始前に「租税特例制限法」第126条の3による現金領収書加盟店で加入して、該当課税期間に法第84条の2第1項第4号の各項目の行為をしないこと（「所得税法」第162条の3第1項および「法人税法」第117条の2第1項の規定により現金領収書加盟店に加入しなければならない事業者のみ該当する。）

4. 「所得税法」第160条の5に基づく事業用口座を開設して使用すること（個人である場合のみ該当する。）

5. 業種別の平均収入額の増加率等を考慮して、国税庁長が定めて告示する収入金額等の申告基準に該当すること

6. 該当課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直近3年間に租税犯で処罰された事実がないこと

7. 該当課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国税の滞納事実がないこと
直近9年間の個人事業者および法人に対する税務調査の現況は、以下の通りである。

		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
対象人員 (千名)	個人	2,236	2,279	2,736	3,074	3,584	3,570	3,785	3,956	4,353
	法人事業	342	361	372	394	416	440	467	500	538
調査人員 (名)	個人	3,989	4,049	4,090	3,335	3,068	3,624	3,669	4,563	4,392
	法人事業	6,343	5,545	4,174	2,974	3,867	4,430	4,689	4,549	5,128
賦課税額 (億ウォン)	個人	2,298	4,563	5,775	4,245	4,771	5,175	7,175	8,571	10,068
	法人事業	30,158	27,993	39,363	26,590	20,735	35,501	44,438	49,377	66,128
調査比率 (%)	個人	0.18	0.15	0.15	0.11	0.09	0.10	0.10	0.12	0.10
	法人事業	1.86	1.54	1.12	0.76	0.93	1.00	1.00	0.91	0.96

直近9年間の租税遁脱犯則調査の現況は、次の通りである。

		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
賦課税額 (億ウォン)		9,045	5,299	8,327	8,002	7,008	10,800	16,569	13,824	22,753
調査 (名)	調査件数	327	399	554	565	383	443	527	641	583
	犯則処分	316	369	530	536	347	421	504	614	523
	告発	277	328	434	468	301	369	449	570	454
	通告処分	39	41	96	68	46	52	55	44	69
	無嫌疑	11	30	24	29	36	22	23	27	60

税務調査においても実質課税の原則が適用される。国税基本法第14条（実質課税）第1項では、課税の対象となる所得、収益、財産、行為または取引の帰属が名義人であるだけで事実上帰属する者が別にある時は、事実上帰属する者を納税義務者として税法を適用すると規定している。したがって、偽の税金計算書を利用した脱税事件で実質所得者ではない、単に名義を貸した者に課税処分することは違法であるとするものである。税務調査対象者の選定に対する調査事務処理規定を見てみると次の通りである。

－調査事務処理規定－

第3節 調査対象者の選定

第7条（納税者の誠実性推定）

調査公務員は、税務調査と関連して「国税基本法」第81条の3（納税者の誠実性推定）の規定により、納税者が誠実で、納税者が提出した申告書等は真実のものであると推定しなければならない。

第8条（調査対象者選定基準および公開）

① 地方国税庁長または税務署長は、「国税基本法」第81条の6（税務調査対象者選定）の規定により対象を選定して税務調査ができる。ただし、同法同条第1項第3号に従い無作為抽出方式によって標本調査を実施しようとする場合には、納税者の規模、業種等を勘案して誠実な納税者が調査を受ける事例が過多に発生しないよう制限的に運営しなければならない。

② 国税庁長は、税務調査の公平性・実効性確保および国民の知る権利保護等を総合的に勘案して、合理的な水準で税務調査運用方向と調査対象者選定基準を公開しなければならない。

第9条（調査対象者の選定方法）

① 調査対象者の選定方法は定期選定と不定期選定とに区分する。

② 定期選定は、申告内容の適正の有無を検証するために、「国税基本法」第81条の6第2項で定めた範囲で、申告誠実度評価結果、未調査年度数等を基準にして地方国税庁長または税務署長が一括して選定する。

③ 不定期選定は、公平課税と税法秩序の確立のために、「国税基本法」第81条の6第3項で定めた範囲で地方国税庁長と税務署長が選定する。この場合、税務署長が実施しなければならない緊急調査、部分調査、資料上調査および偽（税金）計算書受取者調査等を除いては、地方国税庁長の事前承認を受けなければならない。

④ 国税庁長は、業種別申告誠実度、階層別、類型別、地域別税負担公平等を勘案して適正調査比率が維持されるようにしなければならない。

第10条（申告誠実度の評価）

① 申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉税、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映した電算システムによって評価することを原則とし、税務情報資料収集等税源管理（以下、「税源管理」という。）情報による評価で補完することができる。

② 電算システムで申告誠実度を評価する場合には、評価要素および加重値を科学的で客観的な方法で定めなければならない。

第11条（選定手続）

① 調査対象者は、納税地を管轄する地方国税庁長または税務署長が選定する。ただし、第5条第2項各号に該当する場合にはその限りでない。

② 国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長の調査対象者選定内容を検討、調整することができる。

③ 調査対象者を選定する場合には、納税者の税務調査履歴および調査対象にすでに選ばれているか等を確認し、重複調査を防止しなければならない。

第12条（重複調査の禁止および防止）

① 調査公務員は、税務調査を実施する場合に、「国税基本法」第81条の4（税務調査権濫用禁止）第2項および同法施行令第63条の2の規定に従い、再調査を実施できる例外的な場合を除き同じ税目および同じ課税期間に対し再調査をしてはならず、調査開始後に重複調査事実が確認された場合には直ちに調査撤回および調査班（チーム）撤収等必要な措置を講じなければならない。ただし、第3条第2号において定義した現場確認は調査として取扱わず、「国税基本法」第81条の4第2項第2号の場合には該当取引相手との取引内容に対する部分調査に限定する。

② 重複調査を防止するため、地方国税庁および税務署の調査局課長または誠実納税支援局長・個人納税課長・法人納税課長等は、調査履歴および調査対象者選定明細等を電算に入力して管理しなければならない。

- ③ 部分調査を実施した納税者に対し全部調査を実施する場合には、部分調査を受けた部分については調査したものとみなす。
- ④ 一般税務調査対象者に選定された納税者に対し租税犯則調査を実施した場合には、該当税目の調査対象期間における一般税務調査はすでに実施したものとみなす。

3) 事前誠実申告誘導

国税庁は、既存の事後検証から、2014年より事前案内強化に国税行政運営方向を転換した。国税庁発表によると、法人税や総合所得税の申告期間に業者別に前年度申告の問題点を分析し、事前に誠実申告を誘導するよう各税務署別協議会を通じて誠実申告を誘導した結果、前年度に比べ税収が増加したと説明している。国税庁は歳入予算を合わせるために事前案内強化基調を引続き維持する一方で、故意的、機能的脱税には厳正対応を、中小商工人に対しては税務調査を猶予する等の税政支援を行うことにした。

納税者に対する事前案内強化によって税収実績が増加し、国税庁が事前案内を持続的に維持する一方で、新しく構築された「滞納者財産隠匿嫌疑分析システム」を導入する等脱税行為に対しては厳正対応体系をより一層強化することとした。

国税庁は、2015年7月6日国税庁において全国税務官署長会議を開催し、歳入予算確保方案等の2015年下半期国税行政運営方案を確定した。国税庁は経済活性化を後押しし歳入予算を安定的に調達する一方で、誠実申告を支援するという目標の下、▲所管歳入予算確保、▲事前誠実申告支援、▲中小商工人と庶民に対する支援強化、▲反社会的脱税行為厳正対処、▲組織力量向上と税政の透明性向上等を重点推進課題に選定した。

国税庁が納税者の誠実申告のために事前案内を強化した結果、付加価値税と法人税、所得税収が増加する等の顕著な成果が表われた。

国税庁は去る2月に、付加価値税予定申告の時より4月法人税申告、5月総合所得税申告期間に納税者の一部を選定し、脱税類型等の事前案内を強化した。

付加価値税の場合、5,000名の納税者に2種類のみ提供していた資料を40種類に増やし5万5,000名に提供することで、付加価値税数は昨年4月の1兆7,000億ウォンから本年4月の1兆2兆7,000億ウォンにまで8.5%増加した。

表面的には事前案内強化であるが、国税庁が脱税の可能性が高い納税者を選定して一種の「警告状」とも言える案内文を送ることによって、納税者の誠実申告を誘導したとされている。

法人税の場合は6万名に15種類の資料を提供することにより、昨年4月基準で15兆7,000億ウォンだった税収が、今年4月には17兆8,000億ウォンで13.4%増加した。

所得税収は未だ集計が完了していないが、昨年1万5,000名に送った案内文を53万名に送ることで税収が相当幅に増加したと国税庁は説明した。これに伴い、国税庁は今後の申告においても事前案内を強化する等このような基調を維持していくこととした。

合わせて、事前提供資料の信頼性を高め、業種別・規模別に差別化して誠実申告効果を高める一方で、事前案内を行ったにもかかわらず不誠実申告を行う納税者に対しては事後検証を迅速に行うことにした。

国税庁は、故意的・知能的な脱税と高額・常習滞納者に対しては断固として対応するという方針を引続き維持していくこととなった。

域外脱税等地下経済陽性化は持続的に推進する一方で、虚偽陳述と税法執行妨害者に対しては積極的に過怠金を賦課することとした。租税逋脱に対する厳正な犯則処分と事後管理も強化することとした。

重要事件に対する専門担当T/Fを運営し、訴訟対応能力を向上させ、調査分野職員の専門性を高めるための多様な支援策を用意することとした。

当月構築される滞納者財産隠匿嫌疑分析システムを積極的に活用し、生活実態確認と現場推定等を強化していく計画である。

中小商工人と庶民に対する税務調査を縮小する等、税政支援強化基調を持続的に維持することとした。実際に国税庁は、中小商工人に対する税務調査を大幅に減少させたことが分かった。付加価値税に対する税務調査件数は、昨年の4万6,600件から本年は1万3,400件と70%減少し、また所得税の場合には、昨年の1万9,000件から本年は1万3,500件に減少した。

国税庁は本年初めに、中小商工人に対する税務調査を例年より低い1万8,000件水準まで縮小し、税政支援業種に該当する中小納税者に対しては本年末までに税務借名財産を還収して法的対応を強化することとした。質問・検査権の行使範囲を滞納者財産隠匿嫌疑がある親族にまで拡大し、推進、隠匿財産に対する追跡を活性化させていく予定である。また、滞納者財産追跡調査専門担当組織（地方庁18チーム、121名配置）を通じて高額滞納者の調査と事後検証を猶予すると明らかにしている。

(3) 税務調査

1) 税務調査期間

ア. 一般税務調査の調査期間

調査官署長は、「国税基本法」第81条の8（税務調査期間）第1項により、調査対象税目・業種・規模、調査難易度等を勘案して税務調査期間が最小限となるようにしなければならない。

イ. 調査期間延長理由－「国税基本法」第81条の8（税務調査期間）第1項

① 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査難易度等を考慮して税務調査期間が最小限になるようにしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には税務調査期間を延長することができる。（2006. 12. 30新設）

1. 納税者が帳簿・書類等を隠匿したり、提出を遅延したり、拒否する等調査を忌避する行為が明白な場合（2010. 1. 1改正）
2. 取引先調査、取引先地確認または金融取引現地確認が必要な場合（2010. 1. 1改正）
3. 税金脱漏嫌疑が捕捉され、調査過程において調査類型が「租税犯処罰手続法」に規定する租税犯則調査に転換される場合（2011. 12. 31改正）
4. 天災地変や労働争議により調査が中断される場合（2010. 1. 1改正）
5. 第81条の16第2項に規定する納税者保護官署または担当官（以下、この条において「納税者保護官署等」という。）が税金脱漏疑惑と関連して追加的な事実確認が必要と認める場合（2014. 1. 1改正）
6. 税務調査対象者が税金脱漏嫌疑の解明等のために税務調査期間の延長を申し込んだ場合において、納税者保護官署等がこれを認める場合（2014. 1. 1新設）

ウ. 中小規模納税者に対する調査期間

調査官署長が第1項の規定により調査期間を定める場合には、「国税基本法」第81条の8第2項の規定により、調査対象課税期間のうち年間収入金額または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が100億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合一課税期間増差所得の合計額が50億ウォン未満）の納税者（以下、この規定で「中小規模納税者」という。）に対する税務調査期間は、20日以内としなければならない。ただし、「国税基本法」第81条の8第3項各号のいずれかに該当する場合にこの限りでない。

エ. 調査期間の計算

調査期間の計算は調査開始日から調査終了日までの期間で、調査期間中の土曜日、公休日を含めて計算する。

オ. 税務調査期間－「国税基本法」第 81 条の 8 第 3 項

③ 第 2 項の規定により期間を定めた税務調査を、第 1 項但書の規定により延長する場合において、最初に延長する時は管轄税務官署の承認を受けなければならない。ただし、二回以降の延長の時には管轄上級税務官署の承認を受けることにより、それぞれ 20 日以内で延長することができる。ただし、次の各号に該当する場合には第 2 項の税務調査期間の制限および本項本文の税務調査延長期間の制限を受けない。

1. 無資料取引、偽装・加工取引等取引内容が事実と違う嫌疑があり、実際の取引内容に対する調査が必要な場合（2014. 1. 1 新設）
2. 国際取引を利用して税金を脱漏したり、国内脱漏所得を海外で変則流出した嫌疑で調査する場合（2014. 12. 23 改正）
3. 名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、現金取引の脱落等の方法で税金を脱漏した嫌疑で調査する場合（2014. 1. 1 新設）
4. 偽りの契約書作成、未登記譲渡等を利用した不動産登記等を通して税金を脱漏した嫌疑で調査する場合（2014. 1. 1 新設）
5. 相続税・贈与税調査、株式変動調査、犯則事件調査および出資・取引関係にある関連者に対し同時調査を行う場合（2014. 1. 1 新設）

2) 税務調査の事前通知と延期申請

ア. 税務調査事前通知の実施

税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第 81 条の 7（税務調査の事前通知と延期申請）第 1 項の規定により税務調査事前通知を作成し、調査開始 10 日前に納税者または納税管理人に送達して、送達を確認できる根拠書類を保管しなければならない。

イ. 「国税基本法」第 81 条の 7（税務調査の事前通知と延期申請）第 1 項

① 税務公務員が税務調査（「租税犯処罰手続法」に規定する租税犯則調査を除く。）を行う場合には、調査を受ける納税者（納税者が納税管理人を定めて管轄税務署長に申告した場合には納税管理人をいう。以下、2 条で同じ。）に対し、調査を始める 10 日前までに調査対象税目、調査期間および調査理由その他大統領令に定める事項を通知しなければならない。ただし、事前通知により証拠隠滅等で調査目的を達成できないと認められる場合にはこの限りではない。（2011. 12. 31 改正） [付則]

ウ. 「国税基本法」施行令第63条の6（税務調査の事前通知）

「国税基本法」第81条の7第1項の規定により、納税者または納税管理人に税務調査に関する事前通知を行う場合には、次の各号の事項を記載した文書でなければならない。（2010. 2. 18改正）

1. 納税者または納税管理人の姓名および住所または居所（1996. 12. 31改正）
2. 調査期間（1996. 12. 31改正）
3. 調査対象税目および調査理由（1996. 12. 31改正）
4. その他必要な事項（2010. 2. 18改正）

エ. 税務調査事前通知を省略できる場合

租税犯則調査または「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第1項但書の規定により、事前通知をすれば証拠隠滅等の恐れがあり調査目的を達成できないと認められる場合には、調査官署長の承認を受けて事前通知を省略して調査を始めることができる。

税務調査事前通知を行わず税務調査を始めた場合には、税務調査開始時税務調査事前通知を省略した理由が記載された税務調査通知を交付しなければならない。

オ. 共同事業所に対する税務調査事前通知

共同事業所に対して税務調査を実施する場合には、税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。ただし、代表共同事業者でない共同事業者（以下、「非代表共同事業者」という。）に対して税務調査を行う場合には、非代表共同事業者にも税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。

カ. 税務調査の延期理由

調査官署長は次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には調査開始を延期することができる。

1. 「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第2項および同法施行令第63条の7第1項に定めるところにより、納税者が調査を受けることが困難な場合
2. 「納税者保護事務処理規定」第59条第4項の規定により、納税者保護担当官が税務調査の一時中止を要請する場合
3. その他やむを得ない理由があり調査の開始を延期する必要があると判断される場合

キ.「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第2項

② 通知を受けた納税者が天災地変やその他大統領令に定める理由で調査を受けることが困難な場合には、大統領令の規定により管轄税務官署長に対し調査の延期を申請することができる。（2010. 1. 1改正）

ク. 税務調査の延期申請 - 「国税基本法」施行令第63条の7

① 法第81条の7第2項に規定する「大統領令に定める理由」とは、次の各号のいずれかに該当する理由をいう。（2010. 2. 18改正）

1. 火災その他災害により事業上深刻な困難がある時（2010. 2. 18改正）

2. 納税者または納税管理人の疾病・長期出張等により税務調査が困難であると判断される時（1996. 12. 31改正）

3. 権限のある機関に帳簿、証拠書類が押収され領置された時（2010. 2. 18改正）

4. 第1号から第3号までの規定に準ずる理由がある時（2010. 2. 18改正）

② 法第81条の7第2項の規定により税務調査の延期申請を行おうとする者は、次の各号の事項を記載した文書を該当行政機関長に提出しなければならない。（2010. 2. 18改正）

1. 税務調査の延期を受けようとする者の姓名および住所または居所（2010. 2. 18改正）

2. 税務調査の延期を受けようとする期間（2010. 2. 18改正）

3. 税務調査の延期を受けようとする理由（2010. 2. 18改正）

4. その他必要な事項（2010. 2. 18改正）

ケ. 「納税者保護事務処理規定」第59条第4項

④ 納税者保護担当官がやむを得ない事由により調査着手前日まで税法等に違反した調査や重複調査の有無を判断することができない場合には、税務調査一時停止要請によって税法等に違反した調査や重複調査を行うかどうかの判断がある時まで主務局（課）長に調査着手停止を要求しなければならない、この場合主務局（課）長税務調査は着手を延期しなければならない

コ. 税務調査の延期申請可能者

税務調査事前通知を受けた納税者が天災地変やその他大統領令に定める理由により調査を受けることが困難な場合には、大統領令の定めるところにより管轄税務官署長に対して調査延期を申請することができる。（2010. 1. 1改正）

また、調査官署長が税務調査を延期する場合には、当初調査開始予定日前日までに、税務調査延期通知にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。

サ. 税務調査の延期申請結果通知

延期申請を受けた管轄税務官署長は、延期申請承認の有無を決めてその結果を調査開始前まで通知しなければならない。(2010. 1. 1改正)

シ. 税務調査の延期後調査開始

調査官署長は、税務調査延期期間が終了した場合には、特別な理由がなければ遅滞なく調査を始めなければならない。ただし、延期期間が終了する前でも延期理由が消滅したり、証拠隠滅憂慮または租税債権早期確保等緊急に調査を実施しなければならない理由が発生した場合には税務調査を始めることができる。

税務調査を始める場合において、当初納税者に通知した延期期間と異なる調査を始める場合には、納税者に対し税務調査再開通知にその理由を記載して通知しなければならない。この場合、調査班(チーム)が変更される等の理由が発生した場合には新しく調査計画を策定して調査を始める。

3) 税務調査方法

税務調査方法は、調査対象者の納税誠実度水準、事業規模、業種、課税資料分析内容、脱漏疑惑事項および脱税情報内容等を考慮して、全部調査、部分調査および短期誠実性検証調査の方法で実施することができる。

ア. 全部調査

全部調査を行う場合には、その納税者が備置、記帳している帳簿およびそれに関連した証拠書類(電算組織によって帳簿と証拠書類を作成した時には電磁記録を含む。以下同じ。)調査とその帳簿の真実性可否を検証するための実物調査、生産収率検討、各種現況調査、取引先調査または取引先現場確認および金融取引現場確認調査の方法で実施する。

イ. 部分調査

納税者の便宜および調査の効率性等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する場合には部分調査を実施することができる。

1. 移転価格調査

2. 税務情報、課税資料等によって特定項目、部分または取引の一部に対する申告の適正の有無を検証する必要がある場合

3. 税務調査、企画分析等の結果特定項目において共通する問題に対して、自己是正機会を付与したがこれを履行しなかった場合

4. 部分調査のみで税務調査の目的を達成することができると判断される場合

ウ. 部分調査の電算入力および管理

調査官署長は、部分調査により税務調査を実施した場合には、調査範囲、税目等を電算に入力して管理しなければならない。

エ. 事務室調査

「事務室調査」とは、納税者便宜、会計透明性、申告誠実度および規模等を考慮して、実地調査によらなくても調査の目的を達成することができると判断される場合に、納税者の会計書類および証明資料等の提出を受けて調査官署事務室で実施する税務調査をいう。

オ. 短期性検証調査（簡便調査）

「簡便調査」とは、相対的に誠実に申告したと認められる中小企業等を対象に、解明資料の要求、検証および最小限の現場調査方法等によって短期間の調査期間で調査を実施して、会計・税務処理過程で留意する事項案内、経営・事業諮問等を行う税務調査をいう。

カ. 関連人に対する同時調査

調査の効率性、納税者の便宜等を勘案して調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または納税者と特殊関係にある者等の関連人（法人を含む。以下、「関連人」という。）が調査対象者に選定され、租税脱漏疑惑がある等の場合にはその関連人を同時に調査することができる。

関連人に対し同時調査を実施しようとする場合には、地方国税庁長（関連人の納税地が他の地方国税庁管轄である場合には国税庁長）の承認を受けなければならない。ただし、関連人に対する同時調査が部分調査である場合には地方庁長の承認なしで同時調査を実施することができる。

キ. その他の税務調査

1. 「一般税務調査」とは、特定納税者の課税標準または税額の決定、または更正を目的に調査対象税目に対する課税要件、もしくは申告事項の適正の有無を検証する一般的な税務調査をいう。

2. 「租税犯則調査」とは、調査公務員が「租税犯処罰法」第3条から第14条までの罪に該当する違反行為等を確定するために租税犯則事件に対し行う調査活動をいう。

3. 「追跡調査」とは、財貨、サービスまたは税金計算書、計算書の流れを取引の前・後段階別に追跡して事実関係を確認する税務調査をいう。

4. 「企画調査」とは、所得の種類別、階層別、業種別、地域別、取引類型別税負担不均衡や構造的な問題点等を是正するため、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が別途の計画により実施する税務調査をいう。

5. 「実地調査」とは、納税者の事務室、事業所、工場または住所地等に出張し、直接該当納税者または関連人を相手に実施する税務調査をいう。

6. 「間接調査」とは、納税者が提出した申告書等の書類や課税資料等の分析を通じて申告事項の適正の有無を検証したり、特定取引の事実関係確認のために納税者またはその関連人から郵便質問等を通じて証明資料を収集し取引内容を問合わせる等、実地調査以外の方法で実施する税務調査をいう。

7. 「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上するために調査対象に選ばれた課税期間に対し、その納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。

8. 「税目別調査」とは、税源管理上緊急の必要があり、付加価値税、個別消費税、酒税、財産諸税、源泉徴収対象税目等、税目の特性を勘案し、特定税目のみを対象に実施する税務調査をいう。

9. 「緊急調査」とは、各税法で規定する随時賦課事由が発生したり、「債務者回復および破産に関する法律」により回復手続開始申請等で租税債権の早期確保が必要な納税者に対し、その事由が発生すると同時に即時に実施する税務調査をいう。

10. 「株式変動調査」とは、株式変動過程で関連株主および該当法人の諸税脱漏の有無を確認する税務調査をいう。

11. 「資金出处調査」とは、居住者または非居住者が財産を取得（海外流出含む。）したり、債務の償還または開業等に使った資金とこれと類似の資金の源泉が職業、年齢、所得および財産状態等からみて本人の資金能力によるものと認め難い場合、その資金の出处を明らかにし、贈与税等の脱漏の有無を確認するために行う税務調査をいう。

12. 「移転価格調査」とは、居住者、内国法人または外国法人国内事業所が、「国際租税調整に関する法律」において規定する国外特殊関係人との取引と関連して課税標準および税額申告時に適用された正常価格と合致するかを確認するために行う税務調査をいう。

13. 「委任調査」とは、地方国税庁長が調査人材、業務量、調査実益等を勘案し、地方国税庁調査対象者を税務署長に委任して実施する税務調査をいう。

4) 税務調査中止

ア. 税務調査中止の意義「国税基本法」第81条の8

④ 税務公務員は納税者が資料の提出を遅延する等大統領令に定める事由により税務調査を進め難い場合、税務調査を中止することができる。この場合、その中止期間は税務調査期間および税務調査延長期間に算入しない。(2010. 1. 1新設)

⑤ 税務公務員は第4項により税務調査を中止した場合、その中止事由が消滅したら直ちに調査を再開しなければならない。ただし、租税債権の確保等、緊急に調査を再開しなければならない必要がある場合には税務調査を再開することができる。(2010. 1. 1新設)

イ. 税務調査中止の事由

調査官署長は「国税基本法」第81条の8により納税者が資料の提出を遅延する等、同法施行令第63条の10各号のいずれかに該当する事由があり、調査進行が困難であると判断される場合には、最小限の期間の間調査を中止することができる。

ウ. 税務調査の中止－「国税基本法」施行令第63条の10

法第81条の8第4項で、「納税者が資料の提出を遅延する等大統領令に定められた事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。(2010. 2. 18新設)

1. 税務調査延期申請事由に該当する事由があり、納税者が調査中止を申し込んだ場合(2010. 2. 18新設)

2. 国外資料の収集・提出または相互合意手続き開始により外国課税機関との協議が必要な場合(2010. 2. 18新設)

3. 次の各項目のいずれか該当し、税務調査を正常に進め難い場合(2013. 2. 15改正)

① 納税者の所在が不明な場合(2013. 2. 15改正)

② 納税者が海外へ出国した場合(2013. 2. 15改正)

③ 納税者が帳簿・書類等を隠匿したり、その提出を遅延または拒否した場合(2013. 2. 15改正)

④ 労働争議が発生した場合(2013. 2. 15改正)

⑤. その他これと類似の事由がある場合（２０１３．２．１５改正）

４. 削除（２０１３．２．１５）

５. 納税者保護官または担当官が税務調査の一時中止を要請する場合（２０１

４．２．２１改正）

エ. 税務調査中止ができる者

調査官署長は税務調査中止事由があり、納税者が税務調査中止申請をする場合、その内容を検討して税務調査（中止、延長）申請結果通知に税務調査中止の有無を記載して通知しなければならない。

調査官署長が税務調査を中止する場合には、税務調査中止通知にその事由を記載して納税者に通知しなければならない。

オ. 税務調査中止後調査の再開

調査官署長は税務調査を中止した期間が終了した時には、特別な事由がなければ遅滞なしに調査を再開しなければならない。ただし、中止期間が終了する前でも中止事由が消滅したり、証拠隠滅の可能性または租税債権確保等で緊急に調査を再開しなければならない事由が発生した時には税務調査を再開することができる。

税務調査を再開する場合には、納税者に税務調査再開通知にその事由を記載して通知しなければならない。

調査を再開するにおいて調査班（チーム）が変更される等の事由が発生した場合には新しく調査計画を策定しなければならない。

５）税務調査範囲拡大の制限

ア. 税務調査範囲拡大の意義

調査公務員は、「国税基本法」第８１条の９により具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間または他の税目にまで関連したことが確認される場合等、同法施行令第６３条の１１各号のいずれかに該当する場合を除いては、調査進行中調査範囲を拡大することができない。

イ. 調査範囲拡大事由

「国税基本法」第８１条の９第１項で「具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間、または他の税目まで関連すると確認される場合等大統領令に定める場合」とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。（２０１０．２．１８新設）

1. 具体的な税金脱漏疑惑が異なる課税期間・税目または項目にもあり、他の課税期間・税目または項目に対する調査が必要な場合（2010. 2. 18新設）
2. 調査過程で租税犯則調査に切替える場合（2012. 2. 2改正）
3. 特定項目の明白な税金脱漏疑惑または税法適用錯誤等で、異なる課税期間に連結され、その項目に対する他の課税期間の調査が必要な場合（2010. 2. 18新設）
4. その他具体的な税金脱漏疑惑があり、税務調査の範囲を拡大する必要がある場合として企画財政部令に定める場合（2010. 2. 18新設）

ウ. 税務調査範囲拡大の申請

主務局（課）長が「調査事務処理規定」第39条または「譲渡所得税事務処理規定」第22条で規定する事由において調査範囲を拡大するには、その事由と税目等を具体的に記載した調査範囲拡大申込書に関連書類等を添付して、調査官署納税者保護担当官に調査期間終了3日前までに申込まなければならない。ただし、中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査の場合には調査期間終了5日前までに申請する。

主務局（課）長は、第1項の調査範囲拡大申請のうち、中小規模納税者に対する調査範囲を二回以上拡大するには、調査官署納税者保護担当官を経由し、上級税務官署の長（納税者保護担当官または納税者保護官）に拡大を要請しなければならない。

上記にもかかわらず、租税犯則調査（調査類型が転換される場合を含む。）は、納税者保護担当官に調査範囲拡大を申請できない。

納税者または納税管理人が調査範囲拡大をする場合には、調査期間終了3日前までに主務局（課）を経由し、調査官で納税者保護担当官に申請する。

エ. 調査チームの調査範囲等の遵守

調査公務員は、税務調査を実施する間、調査対象課税期間および調査対象税目、調査期間等に対して事前に定めた範囲と限界を遵守しなければならない。

オ. 調査範囲拡大類型にともなう承認手続

小規模納税者以外の納税者に対する調査で調査範囲を拡大する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。

中小規模納税者に対し調査範囲を拡大する場合には、最初の調査範囲拡大は調査管轄官署の納税者保護担当官の承認を受けなければならない。二回目以降の拡大は上級官署の納税者保護（担当）官の承認を受けなければならない。ただし、部分調査で調査範囲を拡大する場合には、調査官署長の承認を受けなければならない。

カ. 租税犯則調査の調査範囲拡大承認手続

租税犯則調査で切替える過程で調査範囲を拡大したり、租税犯則調査で調査範囲を拡大する場合には租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。

6) 帳簿書類保管禁止

ア. 帳簿書類等の一時保管

調査公務員は納税者の証拠隠滅の可能性等で税務調査の目的を達成できないと判断される場合、調査管轄地方国税庁長の承認を受けて帳簿・書類等の一時保管方法による調査計画を策定することができ、調査開始時各税法の質問調査権により帳簿・書類・証明等の提出を要求して、「国税基本法」第81条の10第1項但書により、納税者の同意を受けて税務調査期間の間関連帳簿・書類・証明等を調査官署に一時保管することができる。

調査進行中証拠隠滅の可能性等の緊急の場合には、調査官署長の承認を受けて納税者の同意の下で帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管することができる。この場合、その事実を翌日まで管轄地方国税庁長に報告し、承認を受けなければならない。

イ. 帳簿・書類保管禁止－「国税基本法」第81条の10

① 税務公務員は税務調査の目的で納税者の帳簿または書類等（以下、この条から「帳簿等」とする。）を税務官署に任意に保管できない。ただし、納税者の同意がある場合には目的に必要な最小限の範囲で税務調査期間の間一時保管することができる。（2014. 1. 1改正）

② 第1項但書により一時保管している帳簿等について納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り速やかに返還しなければならない。この場合税務公務員は、帳簿等の写しを保管でき、その写しが原本と変わらないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。（2014. 1. 1改正）

ウ. 一時保管同意書聴取および目録交付

納税者の帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管しようとする場合には、納税者、所持者または保管者等正当な権限がある者に対して、調査に支障がない限り直ちに帳簿、書類等の返還を受ける可能性があることを説明して、帳簿・書類等一時保管同意書をもらうべきで、一時保管証、一時保管書類等の目録および帳簿、書類等返還要請書を交付しなければならない。

エ. 最小限の範囲内での帳簿書類等の一時保管

帳簿、書類等の一時保管は、調査目的に必要な最小限の範囲で実施するべきで、一時保管した帳簿、書類のうち証拠書類としての活用価値がないと判断されたものについては、納税者に直ちに返還しなければならない。

オ. 一時保管書類等の返還要請

一時保管している帳簿または書類等に対し納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、調査公務員は帳簿または書類等に対する写しを保管でき、その写しが原本と変わらないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。

カ. 帳簿書類等の返還

調査公務員は、一時保管していた帳簿、書類等を返還する場合には帳簿、書類等返還確認書を納税者から預かって保管しなければならない。

7) 統合調査の原則

ア. 統合調査の意義

「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上するために調査対象に選ばれた課税期間に対し、その納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。

イ. 統合調査の原則

税務調査は、特定の税目だけを調査する必要がある等大統領令に定める場合を除き、納税者の事業と関連のある税法により申告、納付義務がある税目を統合して実施することを原則とする。(2010. 1. 1新設)

統合調査には法人事業者統合調査、個人事業者統合調査があり、法人事業者統合調査には法人税、付加価値税、源泉税等を、個人事業者統合調査は所得税、付加価値税、源泉税等を統合調査するという意味であり、法人事業者、個人事業者統合調査の税目に財産諸税(相続税、贈与税、譲渡所得税)は含まない。

ウ. 統合調査の電算入力および管理

調査官署長は、統合調査により税務調査を実施した場合には調査範囲、税目等を電算に入力して管理しなければならない。

8) 統合調査の例外

「国税基本法」第81条の11でいう「特定の税目だけを調査する必要がある等大統領令に定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。(2010. 2. 18新設)

- ① 税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、税金脱漏疑惑等を考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合（2010. 2. 18新設）
- ② 租税債権の確保等のために緊急に調査する必要がある、疑惑内容が特定事業所、特定項目または特定取引にのみ限定され、それに関連した特定税目だけを調査する必要がある場合（2010. 2. 18新設）
- ③ その他に税務調査の効率性、納税者の便宜等を考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合として企画財政部令に定める場合（2010. 2. 18新設）

（4）税務調査結果の通知（国税基本法第81条の12）

税務公務員は、次のうちいずれかに該当する調査を終えた時には、その調査結果を書面で納税者に通知しなければならない。

- ① 犯則事件の調査
- ② 国税の課税標準と税額を決定したり、更正するための調査

ただし、次のうちいずれかに該当する場合には、このような結果通知を要しない。

- ① 廃業
- ② 納税管理人を定めず国内に住所または居所を置かなかつた場合

税務調査結果を通知する前に租税不服を最小化するために納税者と必ず事前協議をするように国税基本法を改正するように立法発議した状態である。

（5）秘密維持（国税基本法第81条の13）

税務公務員は、課税情報（納税者が提出した資料や国税の賦課・徴収を目的に業務上取得した資料等をいう。）を、他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途で使用してはならない。ただし、次のうちいずれかに該当する場合には、その使用目的に合致する範囲の中で納税者の課税情報を提供することができる。

- ① 地方自治体等が租税の賦課・徴収の目的等に使用するために課税情報を要求する場合
- ② 国家機関が租税争訟もしくは租税犯の訴追目的のために課税情報を要求する場合
- ③ 裁判所の提出命令もしくは裁判官が発行した令状によって課税情報を要求する場合
- ④ 税務公務員相互間に国税の賦課・徴収もしくは質問・検査上の必要によって課税情報を要求する場合
- ⑤ 統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求する場合

⑥ 社会保障基本法にともなう社会保険の運営を目的に設立された機関が、関係法律にともなう所管業務を遂行するために課税情報を要求する場合

⑦ 国家行政機関、地方自治体または公共機関の運営に関する法律にともなう公共機関が、給付・支援等のための資格の調査・審査等に必要な課税情報を当事者の同意を受けて要求する場合

上記規定により課税情報の提供を要求する者は、文書で該当税務官署の長に要求しなければならない。ただし、税務公務員はこのような規定に違反して課税情報の提供を要求されている場合には、これを拒否しなければならない。

(6) 納税者権利行使に必要な情報の提供（国税基本法第81条の14）

① 納税者本人の権利行使に必要な情報を納税者（税務士等、納税者から税務業務を委任された者を含む。）が要求する場合、税務公務員は速かに情報を提供しなければならない。

② 第1項により提供する情報の範囲と担当対象者等の必要な事項は大統領令に定める。

③ 税務公務員が提供する情報の範囲は次の各号の区分に従う。

1. 納税者本人が要求する場合：納税者本人の納税と関連した情報

2. 納税者から税務業務を委任された者が要求する場合：第1号による情報で個人情報保護法によるセンシティブ情報に該当しない情報

④ 税務公務員は、上記により情報を提供する場合には、住民登録証等身分証明書によって、情報を要求する者が納税者本人または納税者から税務業務を委任された者であることを確認しなければならない。ただし、税務公務員が情報通信網を通じて情報を提供する場合には電子署名等を通してその身元を確認しなければならない。

(7) 国税庁長の納税者権利保護（国税基本法第81条の16）

1) 国税庁長の納税者権利保護

① 国税庁長は、職務を遂行するに当たり、納税者の権利が保護され実現されるように誠実に努力しなければならない。

② 納税者の権利保護のために国税庁に納税者権利保護業務を総括する納税者保護官を置き、税務署および地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行する担当官をそれぞれ1名置く。

③ 国税庁長は、第2項により納税者保護官を開放型職位で運営し、納税者保護官および担当官が業務を遂行するに当たっては独立性が保障されるようにしなければならない。

④ 納税者保護官および担当官の資格・職務・権限等納税者保護官制度の運営に必要な事項は大統領令に定める。

2) 納税者保護官および担当官の資格・職務等

① 納税者保護官は、租税・法律・会計分野の専門知識と経験を備えた者で、学歴・経歴等を考慮し、国税庁長が定める基準に該当する者とする。

② 納税者保護官の職務および権限は次の各号と同様である。

1. 税金関連苦情嘆願の解消等、納税者権利保護に関する事項

2. 納税サービス関連制度・手続改善に関する事項

3. 違法・不当な処分（税法による納税の告知は除く。）に対する是正要求

4. 違法・不当な税務調査の一時中止および中止

5. 違法・不当な処分が行われたであろうと認められる場合、その処分手続の一時中止および中止

6. 納税者の権利保護業務に関して、税務署および地方国税庁の担当官に対する指導・監督

7. その他、納税者の権利保護と関連して国税庁長が定める事項

③ 納税者保護官は、第2項にともなう業務を効率的に遂行するために担当官にその職務と権限の一部を委任することができる。

④ 担当官は、国税庁所属公務員のうちその職級・経歴等を考慮して、国税庁長が定める基準に該当する者とする。

⑤ 担当官の職務および権限は次の各号と同様である。

1. 税金関連苦情嘆願の解消等、納税者権利保護に関する事項

2. 第3項により委任された業務

3. その他納税者権利保護に関して国税庁長が定める事項

(8) 課税前適否審査

1) 概念

「課税前適否審査制度」とは、税務官署が課税処分をする前に課税する内容をあらかじめ納税者に教え、これに対して異議がある納税者にその課税に対する適法可否審理を請求するようにし、その審査結果、納税者の主張が妥当な場合には、これを告知前に是正する制度をいう。このような課税前適否審査は、告知前救済制度とは、この点で租税不服制度とは異なる。

2) 請求手続

税務調査結果に対する署名通知および一定の課税予告通知を受けた者は、通知を受けた日から30日以内に通知をした「税務署長または地方国税庁長へ」課税前適否審査を請求することができる。ただし、次の事項に対しては「国税庁長に」直接請求することができる。

- ① 法令と関連して国税庁長の担当責任解釈を変更しなければならなかったり、また新しい解釈が必要なこと
- ② 国税庁長の訓令、**例規**、告示等と関連して新しい解釈が必要なこと
- ③ 税務署または地方国税庁長に対する国税庁長の業務監査結果（現地で是正措置する場合を除く。）により、税務署長または地方国税庁長が行う課税予告通知に関すること
- ④ 上記規定に該当しない事項のうち、課税前適否審査請求金額が10億ウォン以上であること

3) 課税前適否審査を請求できない場合

次の場合には、課税前適否審査を請求できない

- ① 国税徴収法に規定された納期前徴収の事由があったり、税法で規定する随時賦課の事由がある場合
- ② 租税犯処罰法違反で告発または通告処分する場合
- ③ 次のいずれかに該当し、税務調査を正常に進め難い場合
 - (a) 納税者の所在が不明な場合
 - (b) 納税者が海外へ出国した場合
 - (c) 納税者が帳簿、書類等を隠匿したり、その提出を遅延または拒否した場合
 - (d) 労働争議が発生した場合
 - (e) その他これと類似の事由がある場合
- ④ 国際租税調整に関する法律により租税条約を締結した相手国が相互合意手続開始を要請した場合

4) 課税前適否審査に対する決定

課税前適否審査請求を受けた税務署長、地方国税庁長または国税庁長は、それぞれ国税審査委員会の審査を経て決定をし、その結果を（請求を受けた日から30日以内に）請求人に通知しなければならない

この場合、課税適否審査請求に対する決定は次の通りである。

- ① 請求に事由がないと認められる場合：採択しないという決定
- ② 請求に事由があると認められる場合：採択する決定。ただし、請求が一部事由があると認められる場合には、一部採択する決定をすること。
- ③ 請求期間が過ぎたり補正期間に補正しない場合：審査しないという決定

5) 結果通知をしない場合、加算税減免

課税前適否審査決定・通知期間内にその結果を通知しない場合には、決定・通知が遅延されることによって該当期間に賦課される納付・払戻不誠実加算税の50%を減免する。

(9) 納税者の協力義務

納税者は税務公務員の適法な質問、調査、提出命令に対し誠実に協力しなければならない。

(10) 納税者保護委員会

① 納税者保護委員会の審議案件

次の案件を審議するため、税務署および地方国税庁に納税者保護委員会を置く。

1. 税務調査対象課税期間のうち、年間収入金額または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が100億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合、1課税期間増差所得の合計額が50億ウォン未満）の納税者（以下、「中小規模納税者」とする。）以外の納税者に対する税務調査（「租税犯処罰手続法」による「酒税犯則調査」は除く。以下同じ。）期間の延長。ただし、調査対象者が租税脱漏疑惑に対する解明等のために延長を申し込んだ場合は除く。

2. 中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査範囲の案内

3. 税務調査期間延長に対する中小規模納税者の税務調査一時中止および中止要請

4. 税務調査中における違法、不当な税務調査に対する納税者の税務調査一時中止および中止要請

5. 税務署長および地方国税庁長が審議を要求する案件

6. その他納税者保護担当官が審議が必要であると認める案件

② 秘密保護等

納税者保護委員会の委員は、業務中知り得た課税情報を他人に提供、漏洩したり、目的外の用途で使用してはならない。

納税者保護官は、納税者保護委員会の議決事項に対する履行可否等を監督する。